

<重点要望事項>

1. 銀行等による生命保険の窓口販売(以下、銀行窓販)に対する弊害防止措置をいっそう強化させ、継続させることを要望します。
2. 中小企業をはじめとする法人は、融資を条件にした生命保険契約を迫られ、個人消費者は住宅ローンや新車ローンといった借入への条件とする圧力をかけた販売方法が用いられているため、銀行の融資先への販売を全面的に禁止することを要望します。
3. 担当者分離規制に銀行の支店長等の上位役職者を含めることを要望します。
4. お客さまの適切な保険加入を確保する観点から、銀行がお客様の非公開金融情報（預金・決済情報等）を利用することの禁止を要望します。
5. 特例地域金融機関・協同組織金融機関に対する特例措置を廃止し、いわゆる「融資先販売規制」「担当者分離規制」「タイミング規制」について、これらの金融機関への完全適用を要望します。
6. 弊害防止措置の厳格な実施と措置違反時には業務停止を含めた行政処分の強化を要望します。